

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：由布市棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項 (棚田等の名称及び範囲)

旧町村	棚田地域の区域名	棚田等の名称
湯布院町	由布院町	下津々良棚田、若杉棚田、下石武棚田、水地棚田
	湯平村	幸野棚田
庄内町	西庄内村	西棚田、中棚田、長野棚田、平石棚田、東家深谷棚田
	南庄内村	野畑棚田、渕棚田
	阿蘇野村	阿蘇野上棚田、阿蘇野下棚田、直野内山棚田
	阿南村	東大津留棚田、北大津留棚田、櫟木大龍棚田
	東庄内村	五ヶ瀬棚田、龍原棚田
挾間町	石城川村 3-1	石城棚田、詰棚田、北田代棚田
	由布川村 2-1	朴木棚田
	挾間村	時松棚田
	谷村	谷棚田、小野棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

目標数値の記載方法=(現在値⇒令和6年度目標値)

(1) 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

- 期間中の中山間集落棚田における協定面積を維持する。(1,660 ha⇒1,660 ha)
- 指定棚田における荒廃農地を減少させる。(7.0%⇒3.8%)
- 中山間地域等直接支払事業において、「集落戦略の作成」に取り組む集落を増やし、集落毎に自分たちの農地の将来像を話し合う。(0集落⇒77集落)

・担い手の確保

- 指定棚田の保全に取り組む新規就農者（女性・企業退職者・UJITメンバー・農福連携による障がい者等の多様な担い手を含む）を増加させる。(17人⇒25人)
- 指定棚田の保全に取り組む認定農業者を増加させる。(162人⇒180人)

・生産性・付加価値の向上

- 農地集積面積を増加させる。(5ha⇒61ha)
- 中山間地域等直接支払集落協定代表者等を対象としたスマート農業等の研修会を年1回以上実施する。(0回⇒年1回以上)
- 自動草刈機またはラジコン草刈機を1台以上導入する集落または集落営農法人を増加させる。(0集落⇒9集落または法人)
- ドローンまたはヘリによる農薬散布をする集落を増加させる。(21集落⇒40集落)
- サポート機構において小規模の集落協定への貸出または作業受託による草刈りや農作業を実施できるよう環境を整備する。(0⇒自動草刈り)

- 機またはラジコン草刈機を3台以上、汎用コンバインを1台以上購入)
- 鳥獣害被害の防止のため、集落共同での防護柵設置、猟友会との連携による有害鳥獣の生息密度の高い地域での捕獲、他市との連携強化等に取り組み、被害額、被害面積を減少させる。(被害額: 15,511千円⇒10,856千円、被害面積: 9.63ha⇒6.72ha)
 - 畦畔緑化作物(センチピードグラスなど)による草刈り作業回数の削減に取り組む集落を増やす。(1集落⇒10集落)

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

- とうがらしプロジェクトの参加農家を増加させ、生産量を向上させる。(生産軒数: 15軒⇒30軒、生産量: 6t⇒10t)
- 棚田を活用し、以下の品目の生産量向上、品質向上を図る。

主要作物	米、麦類、大豆、ハトムギ 【整備方針】 農業法人、集落営農組織、認定農業者等の担い手に対し、大型機械の導入を進めるほか、乾燥調製施設の整備を図る。
	白ねぎ(甘ねぎ)、オクラ、とうがらし、にんにく、ほうれん草、いちご、アスパラガス、梨、キウイ、きく、ほおずき 【整備方針】 共同利用ハウス、省エネ型加温施設、灌水設備等の生産施設の整備、集出荷施設等の共同調製施設の整備を図る。
野菜・果樹・花 き	酪農、肉用牛(繁殖)、肉用牛(肥育) 【整備方針】 耕種農家と連携し、粗飼料確保、堆肥の活用などの取組を進めます。
畜産	

(参考) 重点作目の概要

ランク A の 3 品目は下記品目の中で、特に推進する品目とする。

ランク B の 1 品目はランク A に次いで推進する品目とする。

No	種類	ランク	作目	生産の動向と見通し
1	主要作物		米	水田の汎用化と水田農業の生産性向上を図る。 米については現在、主食用米が主に生産されているが、今後は主食用米と飼料用米を中心に、畜産農家と連携を図りながら生産量の調整と効率化を図る。
2			麦類	麦・大豆については、水田を周年で有効利用するためにも、米と麦・大豆の二毛作を推進し、効率化を図る。
3			大豆	ハトムギについては、水田畑地化による園芸品目として推進する。
4			ハトムギ	
5	野菜		白ねぎ（甘ねぎ）	いずれの品目も露地栽培が主であり、取組が比較的容易であることから、新規就農者を中心に拡大を図っていく。
6			オクラ	また、水田フル活用ビジョンでも地域重点作物として指定しており、水田の汎用化を図る。
7			とうがらし	
8			にんにく	
9			ほうれん草	いずれの品目もハウス栽培が主であり、既存農家を中心拡大を図っていく。
10		A	いちご	ほうれん草については、新規就農者でも既存農家と連携することにより、取り組みやすい作物として拡大している。 いちごについては、園芸団地づくり計画を策定しており、遊休施設の移設等による団地化の推進、施設機能向上を図りながら、生産性の向上を目指していく。
11			アスパラガス	
12	果樹	A	なし	なしについては、園芸団地づくり計画を策定しており、また流動化により優良園地の維持および計画的な改植を行いながら、果樹団地を造成し、収穫量増を図る。
13		B	キウイ	キウイは「県戦略品目ネクスト」に選定し、あわせて園芸団地づくり計画も策定しているため、梨棚を活用した、なしの裏作としての複合経営を推進する。
14			ブルーベリー	

No	種類	ランク	作目	生産の動向と見通し
				ブルーベリーは湯平川西地区を中心に、加工品向けに推進し、六次産業化による所得向上を図る。
15	花き		きく	両品目ともに夏季の需要が高く、野菜との複合経営を推進する。
16			ほおづき	
17	畜産		酪農	酪農経営においては、粗飼料の自給率向上対策として補助事業を活用した自給飼料作付け面積の拡大を推進する。 繁殖経営においては、市優良雌牛貸付制度の活用、各種補助事業による低コスト畜舎建設やICTの導入による分娩間隔の短縮、子牛事故率の低減による生産性の向上、適正な栄養管理や飼育管理、WCS等の良質な国産粗飼料の生産・利用の拡大、放牧やコンタラクター等を活用した生産コストの低減を推進する。
18		A	肉用牛(繁殖)	肥育経営においては、肥育技術の向上等を推進する。 また、適切な家畜排せつ物の処理・利用を行い、肉用牛経営に対する地域住民の理解醸成を図る。
19			肉用牛(肥育)	

・自然環境の保全・活用

- 環境保全型農業に取り組む面積と取り組み団体を増やす。（面積：3,103 a ⇒ 5,000 a、団体数：3団体 ⇒ 5団体）
- 水田でのWCS作付けを行い、粗飼料の自給率向上を目指す。（WCS 作付面積：141ha ⇒ 160ha、飼料作物作付面積：141ha ⇒ 160ha）
- 平石棚田で自然体験イベント（農業体験、農家民泊、ほたる鑑賞等）を年1回開催し、参加者を維持させる。（参加者数：200人 ⇒ 200人）

- ・良好な景観の形成

- 指定棚田地域における景観作物栽培（コスモス等）の取り組み集落を増加させる。（26集落⇒36集落）

- ・伝統文化の継承

- 棚田の属する自治区で開催される伝統行事（神楽、和太鼓、亥の子等）を継承し、延べ来場者数を増加させる。（7,060人⇒7,700人）
- 棚田周辺の文化財・伝統文化の次世代への継承と学習機会の提供を行う。（指定文化財（計81件）の案内板・説明板等の設置：53件⇒58件、由布の学び検定（由布市検定・由布っ子検定）の受験者：223人⇒250人、資料館、学校等での出前講座の回数：3回⇒7回）
- 五ヶ瀬棚田・龍原棚田でできた藁を使い、「いのこまつり」で使用するイノコヅチ（藁で作った棒状の槌）の作成をするなど、地域の文化を継承する取り組みの継続を行う。（取組集落数：2集落⇒2集落）

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- 農家民宿の取り組みを推進し、年間宿泊数を増加させる。（1,210泊⇒3,000泊）
- 小学生や園児を対象とした収穫体験を実施する集落数を増加させる。（3集落⇒5集落）
- 東大津留棚田で月に1回開催している「おおつるマーケット」の参加人数を増やす。（100人⇒150人）
- 棚田のウォーキングコースを設定する。（0棚田⇒3棚田）
- 棚田オーナー制を導入する。（0棚田⇒1棚田）

- ・棚田を観光資源とした地域振興

- 熊本大分地震で被災した由布川峡谷の再オープンに合わせ、日本の棚田百選認定の「由布川奥詰」鑑賞イベントを開催する。(0回⇒1回)
- 棚田PR用のロゴマークを作成し、“のぼり”（リアル）とSNS（バーチャル）を活用した棚田のPRに取り組みSNSを活用した情報発信を行う。（SNSのフォロワー数：0人⇒300人）
- 棚田保全に取り組む集落・集落営農法人へのPR用のぼりを設置する。(0箇所⇒100箇所)
- 写真撮影スポットの表示をする。(0箇所⇒1箇所)

- ・棚田を活用した六次産業化の推進

- 棚田を水田畠地化して収穫した「とうがらし」を利用した加工品の開発を行う。(0件⇒1件)

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

- 中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく活動と併せて保全活動に取り組み、荒廃農地発生防止に努める。
- ボランティア等を活用しながら、棚田の荒廃農地を維持・減少する。
- 地元農家や営農法人、認定農業者等と連携しながら、荒廃農地を減少させ、営農を維持する。

・担い手の確保

- 認定農業者等と連携しながら、新規就農者を対象に営農指導や販売支援を行う。
- 多様な担い手を含む新規就農者、認定農業者を増加させる施策を実施する。

・生産性・付加価値の向上

- 地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に農地を集約する。
- 中山間地域等直接支払交付金等を活用して新規に農業用機械（自動草刈り機、無人ヘリ、ドローン等による共同防除）を導入し、作業の効率化・省力化を図る。
- 棚田において、景観に配慮しつつ、基盤整備を推進する。
- 電気柵等を設置するなど、鳥獣被害防止を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

- 加工グループ等が行う六次産業化の取り組みを支援し、新商品開発や地域の農林業体験、観光と連携した取り組みを推進することにより、地域の所得向上や魅力向上を図り、交流人口、移住定住人口の増加に繋げる。

・自然環境の保全・活用

- 飼料用米やWCS栽培を推進し、畜産堆肥を利用した循環型農業を推進する。
- 自然体験イベント、農家民泊等の開催や活動継続を支援し、豊かな自然環境を活用して関係人口の創出・維持を図る。

・良好な景観の形成

- 棚田において市花であるコスモス等の景観作物を植栽し、良好な景観を確保する。

・伝統文化の継承

- 棚田地域で行われる各種祭り等の伝統文化（神楽、和太鼓、亥の子等）の継承を図る。
- 教育委員会や社会教育課と連携し、棚田周辺の文化財の保存および活用を推進する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- 農村交流体験イベント等（農業体験、農家民泊、平石棚田でのほたる鑑賞等）を通じて、関係人口の創出・拡大を図るとともに、地域おこし協力隊員制度等を活用し、移住・定住者の創出を図る。

・棚田を観光資源とした地域振興

- 棚田地域において、農泊の実施や空き家・古民家の再生・活用によって、宿泊需要を喚起する。
- 棚田地域の良好な景観資源を活用した新規イベントを推進する。既存のイベントについては、その継続及び観光に関する環境整備を図ることで、観光客を誘客する。

- 棚田PR用のロゴマークを作成し、“のぼり”（リアル）とSNS（バーチャル）を活用した棚田のPRに取り組む。
- 棚田オーナー制に取り組みたい集落を募集し、事例の研究を行い、オーナー制の実現に取り組む。

・棚田米等を活用した六次産業化の推進

- 加工グループ等が行う六次産業化の取り組みを支援し、新商品開発や地域の農林業体験、観光と連携した取り組みを推進することにより、地域の所得向上や魅力向上を図り、交流人口、移住定住人口の増加に繋げる。

（2）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

また、同協議会の参加者ではないサポート機構は、生産性・付加価値の向上における自動草刈り機やラジコン草刈り機の導入を実施することとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

由布市棚田地域振興協議会は由布市、農業者、農業者団体、関係集落代表者等で構成される。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項